

長岡京市児童育成計画（健やか子どもプラン）

施策の展開

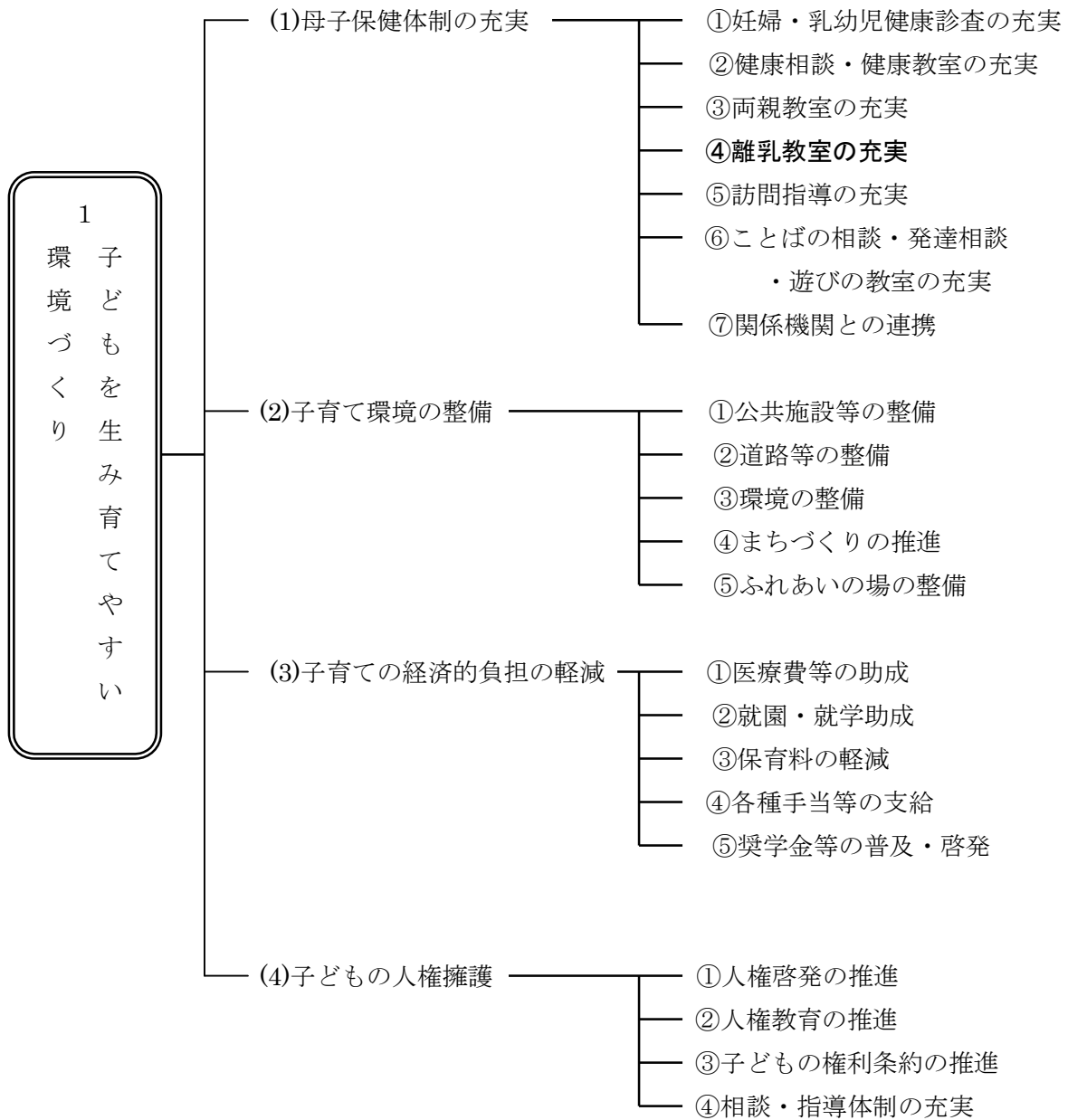
平成12年3月

施策の展開

基本目標

施策の方向

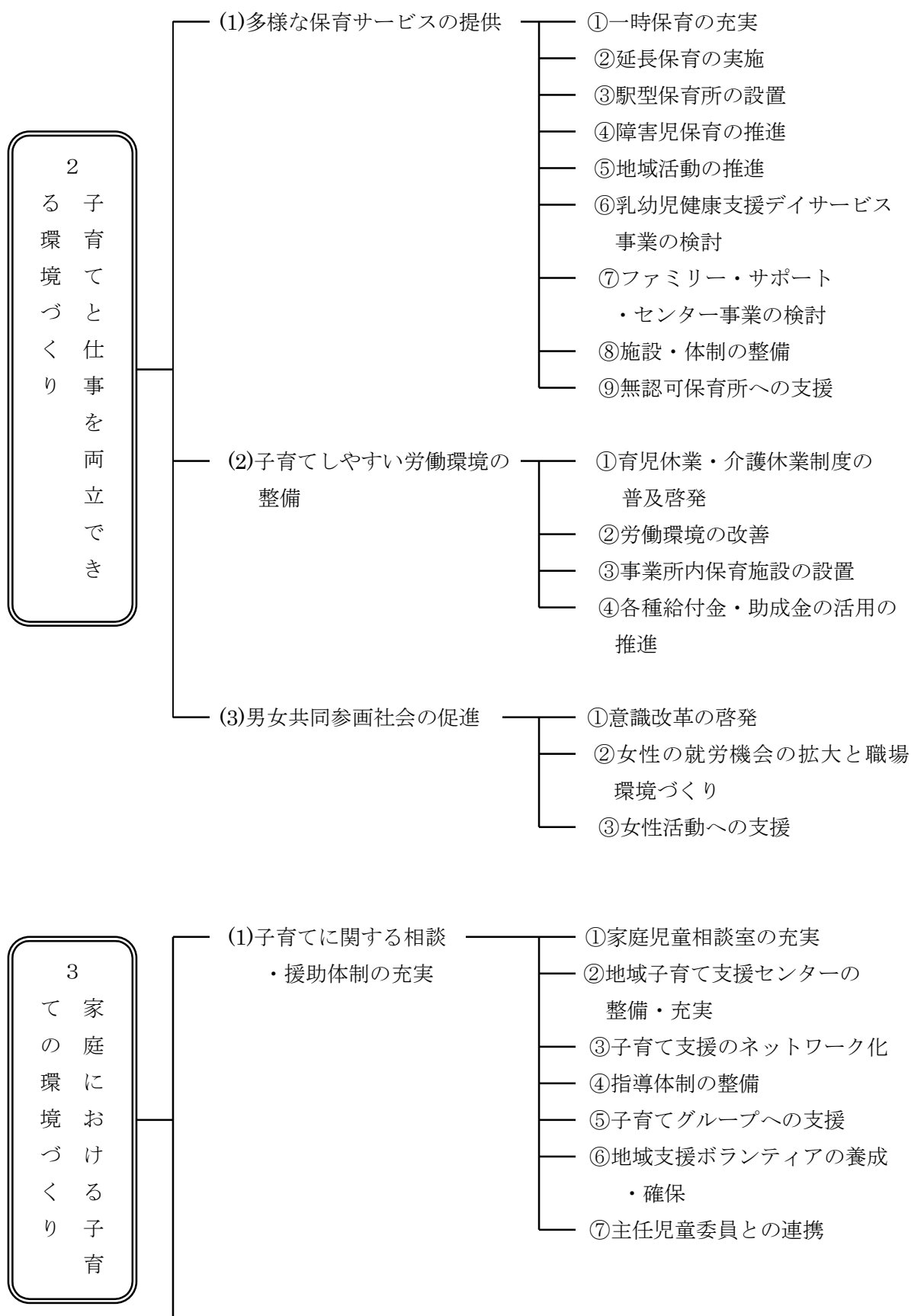
主な施策



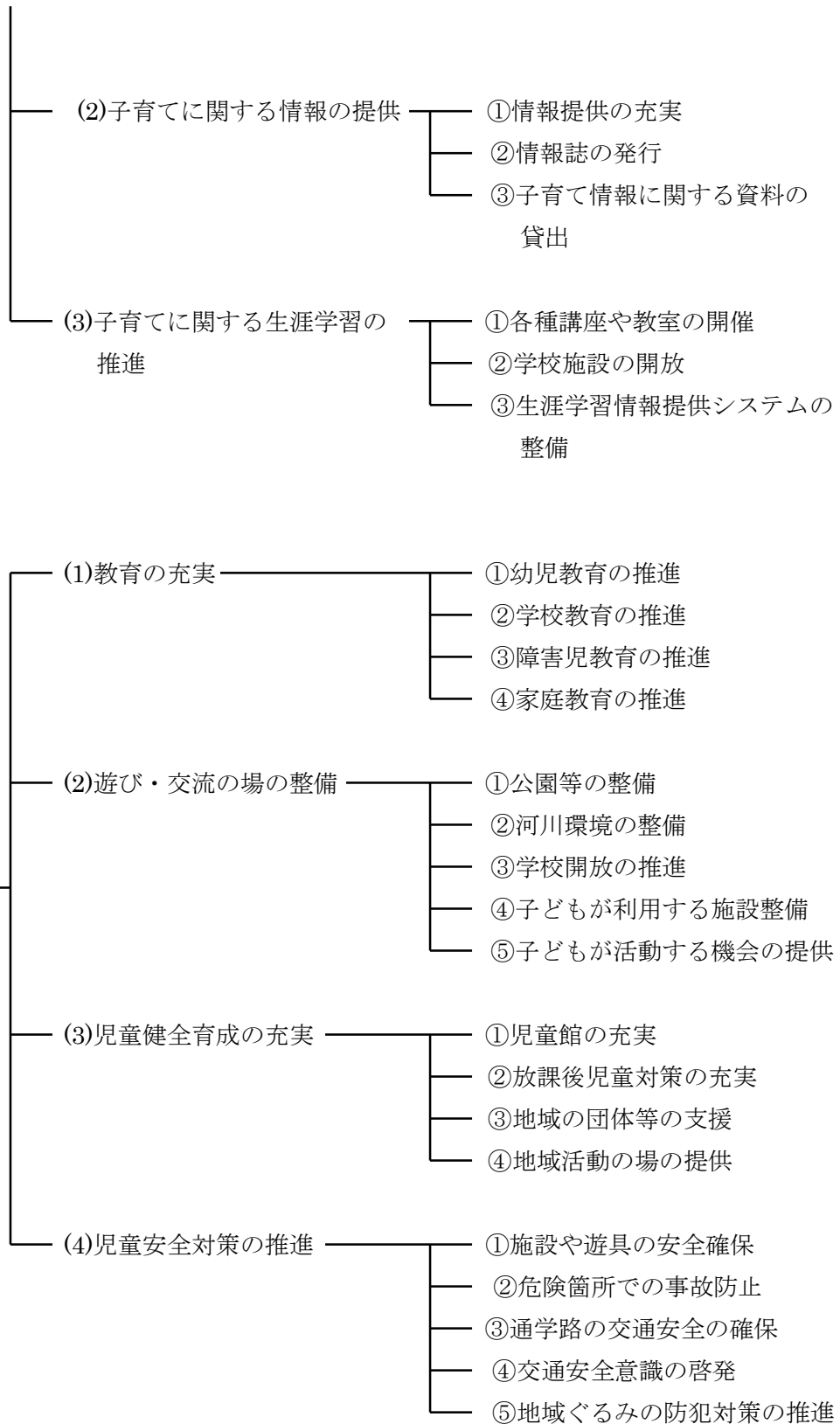
基本目標

施策の方向

主な施策



4
子どもが育つ環境
づくり



1 子どもを生み、育てやすい環境づくり

(1) 母子保健体制の充実

妊産婦の健康の増進と子どもの健全な成長・発達を促進するため、各種の保健サービスを実施するとともに、その充実を図っていきます。また、総合的な母子保健対策を実施するため、関係機関との連携を図っていきます。

主な施策

①妊婦・乳幼児健康診査の充実

妊娠中の問題を早期に発見して適切な指導を行い、流産や早産、妊娠中毒症などを防止するため、妊婦健康診査の充実を図っていきます。また、乳幼児の発育や身体の状態、精神・運動発達、視聴覚、歯科の状況などを把握し、適切な指導や育児相談などが行えるよう、乳幼児健康診査の充実を図っていきます。

②健康相談・健康教室の充実

乳幼児や妊産婦を対象に来所や電話による相談と、身体計測や発達検査を合わせて行う定期の相談を実施するとともに、育児や栄養、う歯予防、救急処置などの教室を開催することにより、母子の健康増進を図っていきます。

③両親教室の充実

妊娠中から出産・育児に対する知識を深め、安心して子どもを生み育てるため、また、子育ては夫婦が共同して行うものとの考え方から両親教室を開催していますが、今後はこれらの内容の充実を図っていきます。

④離乳教室の充実

離乳食の準備から完了までを実習を通して学びながら、バランスの取れた食事の大切さを知ってもらうため、離乳教室を実施していますが、今後はこれらの内容の充実を図っていきます。

⑤訪問指導の充実

妊産婦や乳幼児を対象に家庭への訪問指導を行い、親子の問題の発見やその対処とともに、家族の健康の保持・増進のための保健指導を行っています。今後は健康状態に問題が起りやすい要因を持っている。いわゆる「ハイリスク」妊婦を早期に把握し、疾病予防のための指導を行っています。

⑥ことばの相談・発達相談・遊びの教室の充実

乳幼児健康診査などの結果、精密検査が必要な子どもの親からの相談に対応するため、「ことばの相談」や「発達相談」、「遊びの教室」を実施し、指導を行っていきます。

⑦関係機関との連携

母子保健と学校教育及び児童福祉の分野が相互に連携を保ちながら、総合的な母子保健対策を実施することにより、子どもの健康の保持・増進を図っていきます。

(2) 子育て環境の整備

子育てしやすい生活環境や住みやすい都市環境などを整備し、安心して子育てができる環境整備を図っていきます。

主な施策

①公共施設等の整備

乳児を連れて安心して外出ができるよう、また、公共施設等が利用しやすいようにするため、公共施設等に授乳室やベビーベッド・ベビーカー等の設置を図っていきます。

②道路等の整備

子どもや親子連れが安心して通行できるよう、歩道や防護柵等の交通安全施設の整備を図っていきます。

③環境の整備

各種のイベントや催しに子育て中の親が参加しやすいよう、公共施設等に保育室の設置等、参加しやすい条件整備を図っていきます。

④まちづくりの推進

「まちづくり条例」に基づき安全で良好な住環境の形成を図り、市民にやさしい魅力ある都市環境を創出するまちづくりに努めていきます。

⑤ふれあいの場の整備

親子がふれあい、安心して遊べる安全な場所を提供するため、既存の公共施設や地域の広場・空き地等の有効活用が図れるように努めていきます。

(3) 子育ての経済的負担の軽減

子育ての経済的負担の軽減を図るため、子どもの養育者や保護者に対して、医療費助成や各種の助成金あるいは手当等を支給します。また、保育料の軽減を図っていきます。

主な施策

①医療費等の助成

乳幼児をもつ家庭に対する乳幼児医療費の一部助成や、母子家庭の子どもや母親に対して福祉医療費の助成を行ったり、心臓病児の手術に対する見舞金制度を実施することにより、保護者の経済的負担の軽減を図っていきます。また、これらの制度の普及とともに内容の充実を図っていきます。

②就園・就学助成

私立幼稚園児の保護者に対する就園奨励補助や助成金、障害児の保護者に対する就学奨励補助などを行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図っていきます。また、これらの制度の普及とともに内容の充実を図っていきます。

③保育料の軽減

保育所に2人以上の子どもが入所している世帯に対して、第2子及び第3子以降の保育料を減額し、保護者の経済的負担の軽減を図っていきます。

④各種手当等の支給

子どもを扶養している家庭に対して、児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当などを支給することにより、経済的負担の軽減を図っていきます。また、制度の普及を図るとともに、国や府に対して制度の充実を要望していきます。

⑤奨学金等の普及・啓発

京都府の制度として実施されている母子家庭に対する奨学金等の普及・啓発を図るとともに、京都府に対して制度の充実を要望していきます。

(4) 子どもの人権擁護

子どもの人権が尊重され、子どもが大切にされるよう、そしていのちの大切さが認識されるよう、社会全体で人権意識の高揚を図っていきます。

主な施策

①人権啓発の推進

子どもの人権に関する講演会やシンポジウム、あるいは各種の啓発事業を通じて人権啓発活動を推進していきます。

②人権教育の推進

学校教育において、性や国籍、障害などに対する差別をなくし、相手を尊重し合う人権意識を養うことにより、いじめや差別意識をなくしていきます。

③「子ども（児童）の権利条約」の推進

平成6年5月に発効した「児童の権利に関する条約」について、すべての人が条約の趣旨を理解し、子どもの人権を尊重するよう、いろいろな機会を通じて啓発を行っていきます。

④相談・指導体制の充実

いじめや児童虐待など、子どもの人権に関わる問題に対して気軽に相談ができるよう、家庭児童相談室や教育センターなどの関係機関が連携を強化して、相談や指導体制の充実を図っていきます。また、京都府の児童相談所等との連携も図っていきます。

2 子育てと仕事を両立できる環境づくり

(1) 多様な保育サービスの提供

多様な保育ニーズに対応する各種の保育サービスの拡充を図るとともに、保育ニーズに対応する施設や体制の整備を図っていきます。

主な施策

①一時保育の充実

一時的又は緊急的な理由により、家庭での保育が困難な子どもの一時的な保育を実施していますが、今後は、需用にあわせて事業の拡大を検討していきます。

②延長保育の実施

保護者の就労時間等により、午後6時以降の保育が必要な子どもに対して保育時間の延長を実施していきます。

③駅型保育所の設置

新しい保育サービスへのニーズに対応するとともに、利用者の通勤の利便性に配慮し、駅前の立地条件を活かした保育サービスの提供を図るため、JR長岡京駅西口の駅前再開発ビルに駅型保育所を設置します。

④障害児保育の推進

保育に欠ける障害児を健常児とともに、集団の中で保育することにより、健全な成長発達を促進し、障害児の福祉の増進を図っていきます。また、障害の程度に応じた保育方法や内容の充実を図っていきます。

⑤地域活動の推進

地域に開かれた保育所として、高齢者とのふれあい事業や異年齢児の交流事業など、幅広い活動を行っていますが、今後もその機能を活用し、地域に根ざした活動を行っていきます。

⑥乳幼児健康支援デイサービス事業の検討

保育所に通所中の子どもが病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期、一時的に病院等に付設された施設で預かる制度について、検討を進めていきます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業の検討

勤労者の育児と仕事の両立を図るため、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となって、相互援助活動を実施する制度について、検討を進めていきます。

⑧施設・体制の整備

多様化する保育ニーズに対応していくため、保育施設や設備の改善・整備を進めるとともに、今後において、新たな保育ニーズに対応できるための体制の整備を図っていきます。

⑨無認可保育所への支援

市内における無認可保育所については、従来から保育の補完的機能として重要な役割を担っており、今後も保育環境の改善のための助成と指導を行っていきます。

(2) 子育てしやすい労働環境の整備

働きながら子育てができる環境の整備とともに、働きやすい労働環境や労働条件の改善を企業等に呼びかけていきます。また、労働者のための各種制度の普及・啓発を図っていきます。

主な施策

①育児休業・介護休業制度の普及啓発

子育てと家庭生活の両立を支援するための育児休業制度や介護休業制度の周知を図り、男女労働者がこれからの制度を十分活用できるよう、普及啓発を図っていきます。

②労働環境の改善

家族とのふれあいや余暇の活用など、ゆとりをもった生活が求められており、そのために労働時間の短縮や週休2日制の促進など、労働環境の改善を企業等に呼びかけていきます。

③事業所内保育施設の設置

市内の企業に対して、労働力の確保や福利厚生施設の充実のため、子育て中の従業員のための事業所内保育施設の設備を呼びかけていきます。

④各種給付金・助成金の活用の推進

雇用保険制度により支給される育児休業給付金や介護休業給付金の活用を図ります。また、育児休業や介護休業制度等の導入を図った企業に支給される育児・介護雇用安定助成金等の活用を図っていきます。

(3) 男女共同参画社会の促進

男女がそれぞれ家庭において共同参画し、協力し合って子育てができるよう意識の高揚を図っていきます。また、男女共同参画社会の促進に向けて、女性の就労機会の拡大を図っていきます。

主な施策

①意識改革の啓発

家事や育児、家庭の介護は男女が共同して行うものという意識を高めていくため、講座やシンポジウム等を開催することにより、男女共同参画社会の形成に向けた意識改革のための啓発活動を行っていきます。

②女性の就労機会の拡大と職場環境づくり

企業に対して、子育て中の女性の就労機会の拡大や能力が発揮できるような職場環境づくりのため、理解・協力が得られるよう連携を図っていきます。

③女性活動への支援

職場はもとより、社会全体において子育て中の女性が各種の行事や催し等に自主的に参加し、また、主体的に活動できるよう、環境の整備や支援体制の充実に努めていきます。

3 家庭における子育ての環境づくり

(1) 子育てに関する相談・援助体制の充実

様々な子育ての悩み等に対応するため、相談・指導業務の充実や地域子育て支援センターの充実あるいは子育て支援のネットワーク化を図っていきます。

主な施策

①家庭児童相談室の充実

子育てについての悩みごとや心配ごとを気軽に相談できるよう家庭児童相談室を設置し、専門の相談員が相談業務を行っています。また、子どもたちが悩みを気軽に相談できる窓口として、子どもSOSテレホン相談を開設しており、今後も内容の充実を図っていきます。

②地域子育て支援センターの整備・充実

地域子育て支援センターにおいては、育児不安等に対する相談指導や子育て講座、遊びの広場、子育てサロン等の事業を実施し、子育て家庭等の支援を行っており、今後は、新たな地域子育て支援センターの整備充実を検討していきます。

③子育て支援のネットワーク化

子育て支援に関連する民間の関係機関や行政の関係機関が相互に連携を図りながら、総合的な子育て支援を推進するためのネットワーク化を図っていきます。

④指導体制の整備

いじめや不登校などの相談に対して適切な指導を行うため、学校教育と児童福祉の分野が相互に連携を図っていきます。

⑤子育てグループへの支援

地域の子育てグループが行う情報交換や交流事業等の各種の取り組みに対して、支援を行っていきます。

⑥地域支援ボランティアの養成・確保

地域における子育て支援を強化していくため、子育て経験が豊かな人で、妊産婦や子育て中の親の身近な相談相手として、地域活動を担う支援ボランティア等の人材の養成・確保のための事業の実施を検討していきます。

⑦主任児童委員との連携

主任児童委員は、地域における児童福祉に関する事項を専門的に扱い、地域担当の児童委員と一体となり、児童の健全育成や子育て支援等の活動を行っています。

また、児童福祉や学校教育の分野との連携を図りながら、子育て支援を地域から支援していきます。

(2) 子育てに関する情報の提供

子育てに関する情報を提供するため、子育てに関する情報紙の発行や資料の貸出しを検討していきます。

主な施策

①情報提供の充実

子育てに関する情報を広報紙やテレホンガイド、インターネット等を通じて提供していきます。

②情報誌の発行

子育て中の親同士の情報交換の手段として、また、子育てに関する情報や育児グループに関する情報などが気軽に得られる情報源として、情報誌の発行を検討していきます。

③子育て情報に関する資料の貸出

地域子育て支援センターなどにおいて、子育てに関する図書やビデオなどの貸出しを検討していきます。

(3) 子育てに関する生涯学習の推進

子育てに関する各種の講座や教室などを開催するとともに、生涯学習の推進のため学校施設等の開放を図っていきます。

主な施策

①各種講座や教室の開催

子育てに関する各種の講座や教室などを開催するとともに、母親だけでなく、父親も参加しやすい条件づくりを進めていきます。

②学校施設の開放

学校の運動場や体育館を親子の交流の場として開放していきます。また、特別教室などを開放し、子育てに関する学習の場を提供していきます。

③生涯学習情報提供システムの整備

子育てに関する情報の収集や提供を総合的に管理する生涯学習情報提供システムの構築を検討していきます。

4 子どもが育つ環境づくり

(1) 教育の充実

子どもが乳幼児期から健やかで感性豊かに成長していくため、幼児教育や学校教育、家庭教育等の充実とともに、そのための支援を行っていきます。

主な施策

①幼児教育の推進

私立の幼稚園及び公立・民間の各保育所では、幼児の健全な発達を促進するため、特色ある幼児教育を実施し、就学前の教育機関として大きな役割を果たしています。従って、私立の幼稚園や保育所に対しては、今後も引き続き支援を行っていきます。

②学校教育の推進

学校教育においては「心の教育」を基本として、子どもの自主性を育成し、心豊かで個性を生かす教育の推進を図っていきます。

③障害児教育の推進

障害児教育においては、関係機関と連携を図りながら、障害児の個性や能力に応じた教育の充実を図っていきます。また、障害児と健常児の交流の機会を広げることにより、障害児に対する正しい理解と認識が深められるように努めていきます。

④家庭教育の推進

家庭教育においては、学校や保育所、公民館などの公共施設等を利用して、親子のふれあいを促進する機会や家庭教育学級など、学習の機会の提供を図っていきます。

(2) 遊び・交流の場の整備

子どもの健康の増進と情操を豊かにし、人間性や社会性を育成することができるようにするとともに、子どもたちが安心して遊ぶことができる場所の提供を図っていきます。

主な施策

①公園等の整備

子どもや親子が安心して遊べるよう、また、子ども同士の交流の場として児童公園等の施設整備の充実を図っていきます。あわせて西山公園第2期整備事業において、子どもたちが緑豊かな自然の中でのびのびと遊べる環境を整備していきます。

②河川環境の整備

主要な河川の環境整備と緑化を図り、親子などが散策しながら自然と親しめる自然環境整備を図っていきます。

③学校開放の推進

子どもが安心して遊び、また、子ども同士の交流ができる施設として、学校を開放していますが、今後も学校施設の有効利用を図っていきます。

④子どもが利用する施設整備

子どもが身近で安心して遊べる施設が不足しているため、民間の施設を含めて既存の施設を遊び場として活用できるよう検討していきます。

⑤子どもが活動する機会の提供

子どもたちが文化やスポーツなどを通じて、豊かな人間性や社会性を身につけることができるよう、活動の機会を提供していきます。

(3) 児童健全育成の充実

子どもの健全な成長を促すため、児童館事業や留守家庭児童会事業を推進するとともに、地域の団体等の支援を図っていきます。

主な施策

①児童館の充実

児童館は子どもが遊ぶための「居場所」とともに、子どもの健康の増進と情操を豊かにし、知識の向上を図るなど重要な機能を果たしており、今後も施設の整備や内容の充実を図っていきます。

②放課後児童対策の充実

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学低学年の子どもを対象に留守家庭児童会を設置していますが、今後は、施設の整備や指導体制等の整備を図っていきます。

③地域の団体等の支援

子どもがさまざまな体験や集団活動を通じて、健全に成長していくことができるよう、地域の関係団体の活動をさらに支援していきます。

④地域活動の場の提供

放課後の生活において、援助を必要とする子どもに対して、地域での利用可能な施設を利用した地域活動の場の提供を検討していきます。

(4) 児童安全対策の推進

次代を担う大切な子どもを犯罪や事故から守るため、防犯対策や事故防止の安全対策あるいは啓発活動を推進していきます。

主な施策

①施設や遊具の安全確保

保育所・学校・幼稚園などの施設における事故防止の啓発を行い、また、遊具等による事故の防止に努めていきます。

②危険箇所での事故防止

ため池や河川などでの子どもの事故防止のため、関係機関と連携を図りながら安全の確保に努めるとともに事故防止の啓発に努めていきます。

③通学路の交通安全の確保

子どもの通学時の安全確保のため、通学路における交通安全施設の整備に努めていきます。

④交通安全意識の啓発

保育所・学校・幼稚園などにおいて、交通安全教室等を開催し、交通安全意識の高揚を図っていきます。

⑤地域ぐるみの防犯対策の推進

警察や地域の住民組織の連携により、防犯意識の高揚など子どもを犯罪から守る地域づくりを推進するとともに、子どもや家庭に対する防犯のための指導や啓発に努めていきます。